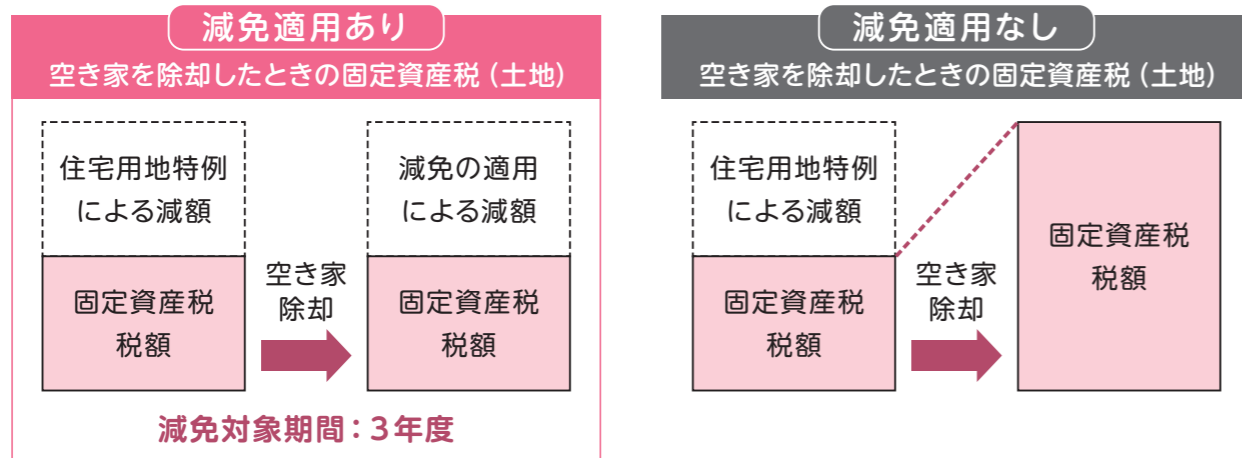




空き家除却後の固定資産税(土地)の減免制度について

空き家対策を図るため、適正に管理されていない空き家を除却した後の土地について、固定資産税の一部を3年度にわたり減免する制度を、本年1月2日から施行しています。

固定資産税の減免を申請しようとする方は、空き家を除却する前に、減免対象土地に該当するかを、まちづくり推進課および市税課と協議する必要がありますので、除却を検討されている方は、早めに事前相談を行ってください。なお、事前相談前に、既に空き家を除却している場合は、申請できません。



申請・問い合わせ先

【制度内容に関すること】まちづくり推進課(☎64・3033)

【減免手続きに関すること】市税課(☎64・3146)

減免制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。



第21回 八朔のひなまつり in 室津

全国的にも珍しい真夏のひな祭りを室津で開催します。地域の歴史的建造物や民家などにさまざまな雛人形が展示されます。

町なかには、「海の楽校 in 室津」のワークショップで制作した海の生き物たちの旗を飾り、涼しさを演出します。

とき 8月26日(土)～9月3日(日) 9時30分～16時30分
※公開施設によって異なります。

ところ 御津町室津地区 **主催** 室津を活かす会

スタンプラリーもあるよ!



関連行事

とき	ところ	内容
8月26日(土) 9時～12時	室津小跡校舎 (室津145-1)	シンコ細工づくり お供え物のシンコ細工(米粉を魚の形に蒸したものを制作)
8月26日(土)～9月3日(日) 9時30分～17時	室津海駅館	わたしたちの絵マップ展 御津地域の子どもたちが自分たちの住むまちを探検したり、まちなみ、歴史を調べたりして制作した絵マップを展示(高校生以上200円、小・中学生100円)
8月26日(土)～9月3日(日) 9時30分～17時	室津民俗館	祈るころー連鶴作品展ー 「海の楽校 in 室津」のワークショップで制作した連鶴作品などを展示(高校生以上200円、小・中学生100円)
9月2日(土) 19時～20時	室津漁協 セリ場	八朔のひなまつりコンサート (出演) ザ・ヘルスマーケット・フォークソング部

▶ 室津海駅館(☎324・0595)

他人事ではありません!

地域で「高齢者虐待」を防ぎましょう

令和4年度にふくし総合相談窓口寄せられた虐待の通報・相談は、延べ54件でした。

令和3年度報告によると、兵庫県内では養護者による高齢者虐待に関する通報が1,928件あり、その内765件に虐待の事実がありました。

虐待の自覚がないことも

高齢者を介護する家族の負担は大きく、介護疲れやストレスなどから虐待が始まるケースも少なくありません。

介護を抱え込まないで

介護は長期に渡ることも多く、家族だけで頑張るにも限界があります。さまざまなサービスや制度を利用して負担を軽減するようにしましょう。また、周りの人が養護者の負担を知り、温かい言葉をかけたり、手を差し伸べたりすることが大切です。

5つの高齢者虐待とサイン

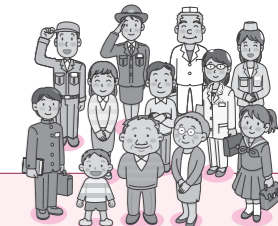
高齢者虐待の定義とよくあるサインを知り、早期発見に努めましょう。

65歳以上の高齢者に対して介護をしている家族や要介護施設従事者等による次のような行為を「高齢者虐待」といいます。

虐待行為	サイン
身体的虐待 なぐる、ける、拘束するなど身体的苦痛を与える行為	● 身体に小さな傷が頻繁にみられる。 ● 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
心理的虐待 威圧的な言動、無視、嫌がらせなどで精神的苦痛を与える行為	● 不規則な睡眠(眠りへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。 ● 無気力、あきらめ、投げやりな様子など。
ネグレクト(介護・世話の放棄・放任) 食事、入浴などの世話を放棄または放任する行為	● 住居が極めて非衛生的または異臭を放っている。 ● 適度な食事を準備されていない。 ● 明らかに体調不良だが、医師の診断を受けていない。
経済的虐待 財産やお金の無断使用や生活に必要な金銭を渡さない行為	● 年金や財産収入等があるのに、お金がないと訴える。 ● お金があるのに、サービス利用料や生活費が払えない。
性的虐待 本人の嫌がる性的な行為やその強要を行うこと	● 生殖器の痛み、かゆみを訴える。 ● 医者や保健・福祉の援助を受けることをためらう。

もしかして虐待かもと思ったら

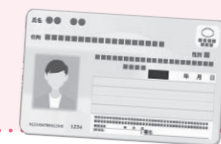
虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。高齢者虐待は、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。「もしかして虐待かも」と思ったら、ためらわずご連絡ください。



▶ ふくし総合相談窓口(高齢者虐待相談・通報窓口)(☎64・3270)



「お受け取りください、マイナンバーカード」 ～申請したまま受け取られていない方へ～



受け取られていないマイナンバーカードは、交付通知書を発送してから一度もご連絡がなかった場合、おおむね1年経過後に廃棄します。廃棄する前に再度受け取りについて通知しますが、以前に申請したか分からない方や交付通知書が届いていない方は、下記までお問い合わせください。

また、マイナポイント事業(令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象)は9月末で終了しますので、早急にマイナンバーカードをお受け取りいただき、ポイントをお申し込みください。9月末よりも早く申し込みを締め切る決済サービスもあるのでご注意ください。

交付予約・問い合わせ先

マイナンバーカード交付窓口(☎64・3123)、地域振興課(☎75・0253)

☎地域振興課(☎72・2523)、☎地域振興課(☎322・1451)